

岩手県告示第625号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成21年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米2地割54番地5	平成24年7月27日